

2024年2月1日

お客さま各位

気仙沼信用金庫

## 「当座勘定規定」の改定について

日頃より気仙沼信用金庫をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、令和6年2月より「ことら送金」の取扱いが開始されることに伴い、下記のとおり当座勘定規定いたします。

なお、改定後の当座勘定規定は、改定日以前に当座勘定をご契約いただいているお客様にも適用されますのでご了承下さい。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

## 1. 改定する規定

当座勘定規定(一般用)

## 2. 改定日

令和6年2月1日(木)

## 3. 改正内容

旧(改定前)	新(改定後)
第9条(支払の範囲) (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。  (新設)  (2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。	第9条(支払いの範囲) (1) 同左  (2) <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時まで</u> に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。  (3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

以上